

議案第15号

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（特殊勤務手当の種類及び手当の額）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 本市の区域以外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員の特殊勤務手当 1日につき840円。ただし、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した場合は、1日につき1,680円</u></p>	<p>（特殊勤務手当の種類及び手当の額）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。